役員及び委員の報酬等に関する規程

（役員及び委員）

第１条　この規程による役員とは、会長、理事、監事をいう。又、委員とは顧問、評議員、各委員をいう。

（報　酬）

第２条　役員等の報酬は、勤務状況等を勘案し定めることとするが、原則として理事長月額３０万円以内、会長、副理事長月額１５万円以内とする。

（報酬の終始期）

第３条　報酬は、月の途中において就任したときは、その職に就いた日から起算して日割りにより支給し、任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れたときは、その当月分の金額を支給する。

２　日割り計算の方法は、月の現日数による。

（費用弁償）

第４条　役員等が公務のために旅行した場合は、その旅行（理事会を含む。）について費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規程により支給する額は、施設職員旅費規程を準用する。

３　役員等が理事会、監事会、評議員会等に出席したときは、一回につき日当一万円及び旅費を支給する。

（葬儀及び退職）

第５条　役員等及び親族が次のいずれかに該当したときは、下記の金額を贈る。

１　役員の死亡　･･･10 万円及び生花一基

２　委員の死亡　･･･ 5 万円及び生花一基

３　役員の配偶者、同居の子、父母及び義父母の死亡…2 万円及び生花一基

４　委員の配偶者、同居の子、父母及び義父母の死亡…1 万円及び生花一基

５　役員・委員の別居の子、父母の死亡　･･････1 万円

６　役員が退職したときは、次により功労金を贈呈する。

※会 長 職　　年　５万円×在任期間

※理事長職　　年１０万円×在任期間

※副理事長・常務・常務理事職　　年　５万円×在任期間

※理事・監事　　一期２万円、二期３万円、三期以上５万円

※評議員　　一期１万円、二期以上２万円

７　その他お見舞い等についてはその都度理事長が決定する。

（退職者に対する記念品贈呈等）
第６条　役職員の定年退職者に対する記念品贈呈に関し、次のとおりとする。
（対象者）
１　管理職（園長・局長以上）
（１）　長期勤続者
①　４０年以上勤続者（１５万円）
②　３０年以上勤続者（１０万円）
（２）中途採用者（幹部招聘者）
①　１５年以上勤続者（１０万円）
②　１０年以上勤続者（　５万円）
２　その他幹部職員（副園長・部長以上）
①　４０年以上勤続者（　３万円）
②　３０年以上勤続者（　２万円）
３　共　　通
①　記 念 品
②　花　　束
③　記念写真

附　則
この規程は、昭和６２年４月１日から施行する
平成８年５月２５日　　一部改正
平成１３年９月２８日　　一部改正
平成１６年４月１日　　一部改正
平成１８年４月１日　　一部改正
平成２４年１２月２０日　　一部改正
令和　７年　４月　１日　　一部改正